

9月定例会一般質問原稿

日本共産党
尾村利成

日本共産党の尾村利成でございます。

1. 国の原子力政策と中国電力の経営姿勢について

質問の第一は、国の原子力政策と中国電力の経営姿勢についてです。

福島原発事故から1年半がたちました。今も事故は収束せず、被害がなお拡大しています。事故によって故郷を離れ、避難生活を送る人はいまだに10数万人にのぼっています。

政府と電力会社は、この夏の電力不足を煽って、原発の再稼働を画策しました。猛暑続きであったにもかかわらず、すべての電力会社で供給力が需要のピークを上回り、電力不足は起きませんでした。国民からは、「大飯原発の再稼働は必要ではなかった」「政府や電力会社は国民を騙した」との怒りの声が上がっています。

福島原発事故後、原発再稼働に反対し、原発のない社会を求めて日本中で草の根の運動が広がり続けています。

首相官邸前では、今年の3月から毎週金曜日に原発ゼロを求め、再稼働に抗議する行動が行われています。県内においても、7月から島根県庁前庭で毎週金曜日の夕方に原発ゼロを求める集会が開催されています。

9月2日には、松江市で「もう動かさない 原発ゼロでいこう」集会が開催され、県内外から1,300人が参加しました。

政府が「新エネルギー戦略策定」のため実施した意見公募・パブリックコメントでは、87%が原発ゼロを求める意見でした。原発ゼロが圧倒的多数なのは、福島第1原発事故の深刻さを国民が重く受け止めているからです。政府は、この世論を真摯に受け止めるべきであります。

9月14日、政府は「革新的エネルギー・環境戦略」を決定しました。この戦略は、2030年代に原発稼働ゼロとしながら、使用済み核燃料を再処理して利用する核燃料サイクル維持を掲げています。

原発ゼロを掲げながら、他方で、新たな核燃料をつくる再処理を続けるというのは、全く矛盾した姿勢と言わざるを得ません。政府の決定は、原発ゼロを口にししながら、その実現を先送りし、原発に固執する「原発存続宣言」にほかなりません。

当初、この戦略は、閣議決定される予定でしたが、「原発ゼロをめざす」という文言に対し、財界と米国が強く反発し、閣議決定は見送られました。民主党政権は、濃縮ウランと原子炉を押し付けるアメリカと原発再稼働や建設によって引き続き甘い汁を吸おうとする財界の猛反発に屈したのであります。

本来、国民の意見に忠実に応えるなら、「新エネルギー戦略」の決定は、原発ゼロとなったはずであります。原発ゼロの国民世論を無視し、それに反する政府の政策決定は、民主主義に反するものです。

政治の主人公は国民です。

県民の命と安全を守るべき県行政は、原発ゼロを求める世論を真摯に受け止めるべきです。県として、原発ゼロをまず決断し、持続可能な再生エネルギーを基本に据えた施策を展開すべきであります。知事の見解を伺います。

次に、原子力規制委員会についてです。

9月19日には、原子力行政の安全規制を担う原子力規制委員会が発足しました。規制委員会は、原発の安全基準の策定をはじめ、原発で重大な事故が起きた場合を想定した対策の強化や、最新の技術的知見を反映した制度導入などに関する権限を持ちます。

規制委員会の委員長に就任した田中俊一・元原子力委員長代理は、「人類は原子力をコントロールできる」「より安全な原子炉を開発してほしい」と公言するなど、原子力推進の立場に立っており、規制委員会のトップとしては相応しくありません。また、委員の人事案は、国会の同意を得ておらず、最初から国民の信頼を裏切ったものとなっています。

このような規制委員会に原発再稼働や島根原発3号機稼働の是非を決定する資格はありません。知事の所見を伺います。

次に、中国電力の経営姿勢についてです。

私ども日本共産党は、8月24日、広島中国電力本社に出向き、原発再稼働中止、3号機の建設・運転の中止を強く要請しました。

この要請に対し、中国電力は、「1号機は60年稼働したい。一律に年数で廃止するのは妥当ではない」とし、「2号機のプルサーマル計画は撤回しない」、そして、「3号機の運転に向けては、会社の社運をかけている」と強弁しました。中電の回答は、原発ゼロを願う国民世論に真っ向から挑戦するものであります。

私は、「9割もの国民が原発ゼロを願っており、原発容認は、わずか1割しかない。中電の経営姿勢は、国民の願いと大きく乖離している」と厳しく抗議しました。中電の国民の声を聞かない経営姿勢は、許されません。知事の所見を伺います。

中電は経営5カ年ビジョンにおいて、「積極的な情報公開をすすめ、説明責任を果たす」と宣言しています。

しかし、昨年の3.11大震災後にも、原発立地自治体である松江市に対し、多額な寄付を匿名で行いました。電気料金は、適正原価に適正報酬を加えて算出されており、多額な寄付について事業者による説明責任は不可欠なものであります。

私は、事業者による自治体への多額な寄付は、原発推進政策への誘導につながるとともに、自治体施策の変質につながり、原子力安全行政をゆがめるものと考えます。

原子力の安全を担保する上からも、中電の隠ぺい体質を改善させる必要があると考えますが、いかがですか。知事の所見を伺います。

2. 島根原発の安全対策について

質問の第二は、島根原発の安全対策についてです。

先に述べましたように、原子力規制委員会は、規制に値しない機関となっています。事業者である中国電力は利益第一主義で、原発稼働に執着しています。国も、事業者も原発推進の立場に立ち続けている時だけに、県民の命と安全を守る県の役割が問われています。

この立場から、県としてとるべき原発の安全対策について六点伺います。

まず、第一は、「島根原子力発電所の安全対策等に関する意見交換会」についてです。

「島根原子力発電所の安全対策等に関する意見交換会」は、島根原子力発電所の状況等について、中国電力と国から説明を受け、その内容について、県、市、住民と意見交換を行い、島根原子力発電所における安全管理の確認と透明性の推進を図ることを目的に、平成22年11月に設置されました。

意見交換会の開催要項では、年に3回から4回程度開催するとしながら、この意見交換会は平成22年12月、平成23年3月と2回しか開催されていません。住民の意見を聞く姿勢が不十分です。

そこで、伺います。

意見交換会を定期的に開催し、住民の公募対象は、原発から半径30キロ圏内に拡大することを求めます。また、意見交換会に参加する住民の公募数を抜本的に増やすべきであります。所見を伺います。

第二に、県原子力安全顧問会議についてです。

私は先の6月議会で、複数の原子力安全顧問が原発関連企業から寄付を受け取っていることを指摘しました。県は、顧問の中立・公正性、透明性を確保するため、自己申告調査を実施しました。県としての迅速な対応については、評価するものです。

知事は、原発再稼働や3号機稼働にあたって、専門家の意見を聞いて対応をするとしています。再稼働や3号機稼働に専門家の意見や助言が一つの判断材料となるならば、県原子力安全顧問会議の透明性が求められるはずであります。すなわち、一人ひとりの顧問の発言、見識は、広く県民に開示されるべきです。顧問会議を公開すべきと考えますが、所見を伺います。

第三に、地域防災計画についてです。

福島原発事故では、住民に対して、放射能影響予測システム・SPEEDIの計算結果の公表が遅れました。そのため、住民の避難が遅れたり、放射性物質が拡散する方面に避難した人もありました。福島県民は浴びる必要のない放射線量を浴びてしまったのです。

この福島事故の教訓を島根の地域防災計画に生かす必要があります。避難を想定した場合、季節や気象条件、地形によって風向きが変わり、放射性物質の拡散方向が変わることを考える必要があります。

原発事故に備え、SPEEDIの予測データの活用を県や自治体の地域防災計画に反映させるべきであります。所見を伺います。

第四に、原発安全協定についてです。

原発から半径30キロ圏内の出雲、雲南、安来は、立地自治体並みの安全協定締結を強く求めています。

しかし、中国電力は、この3市の願いに背を向け、協定締結に否定的・消極的であります。そこで、県が最大限の役割を發揮すべきと考えるものです。

これら3市は、緊急防護措置区域・UPZに入っており、広域避難計画の策定が求められています。これら自治体も、原発事故時には、大変な被害を被ることとなります。被害の根源である原発への立入調査権や原子炉の停止を求める権利が当然あるはずであります。

そこで、提案します。

安全協定第12条では、県は「周辺地域住民の安全確保のため、特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、中国電力に対して直接、適切な措置を講ずることを求める」とする「適切措置要求権」があります。この「適切措置要求権」を発動すべきであります。

県として、中国電力に対し、出雲、雲南、安来との間で、立地自治体並みの安全協定締結を強く求めるべきです。知事の所見を伺います。

第五に、活断層調査についてです。

この間、国は、東北地方太平洋沖地震で得られた新たな知見等を踏まえ、すべての原子力発電所に関して、その敷地内の破碎帯についての評価を行いました。

全国の原発で敷地内活断層の有無について再点検する中で、活断層の可能性を否定できず、再調査を指示される原発が相次いでいます。

敦賀原発、大飯原発、志賀原発などは、敷地内の断層は活断層の可能性があり、追加調査となりました。

島根原発敷地内の断層は、地震動によって地盤に変異を及ぼす可能性がある「弱面」と評価されました。原発敷地内に活断層があれば、原発の建設はできないはずではありませんか。この点で、当初の国の審査や電力会社の調査が、いかに杜撰であったのかということ指摘するものであります。

そこで、伺います。

宍道断層や周辺の海底活断層による大地震が「弱面」に及ぼす影響など徹底した活断層調査・連動性調査を国と中国電力に求めるべきであります。そして、その調査結果は、第三者の専門家機関で検証し、県民に説明すべきであります。所見を伺います。

最後に、島根原発3号機についてです。

国は3号機は建設継続とし、今後の運転、検査、安全確認等については、原子力規制委員会に対応することとしました。

島大の研究チームが実施した松江市民意識調査では、84%の市民が「原発のない島根」を望んでおり、県民の願いは、原発からの決別であります。

福島原発事故は、安全な原発などあり得ないことを証明しました。

原発は巨大な死の灰を抱え、それを閉じ込めておく保証がなく、冷却水がなくなれば、コントロール不能に陥ります。また、放射性廃棄物の処理方法にいたっては、全く見通しが立っていません。

現在の原発技術は、本質的に未完成で、危険なものであり、社会的に許容できません。こうした危険な原発の新規稼働は絶対に許されません。3号機の建設・運転は、中止すべきであります。知事の所見を伺います。

3. 看護師確保・勤務環境改善について

質問の第三は、看護師確保・勤務環境改善についてです。

国民の命と健康を守って日夜、献身的に働く看護職員は、年間約12万5,000人が離職しています。その離職理由としては、「人手不足で仕事がきつい」「夜勤が多くてつらい」「休みが取れない」などの悲痛なものとなっています。

この間、私は、看護師との懇談を重ねてきました。看護師からは、「重度の患者さんが増え、業務が複雑化し、定時に仕事が終わりません」「日勤で残業した後、寝ることなく深夜勤務に入っています」「人員不足のため、就業の1時間前に勤務に就いています」「夕方4時から翌朝9時までの16時間を超す2交代勤務では、生活リズムが狂い、健康、生活も破壊されてしまいます。いつ医療事故を起こすのか心配です」などの厳しい現場の実態が語られました。

看護師などが健康で安全に働き続けることができこそ、患者の安全が守られ、質の高い医療・看護が提供できるのではないのでしょうか。

今でさえ、看護師不足が深刻な中、このまま看護師の労働条件が改善されず、離職が続けば、さらなる看護師不足によって日本と島根の医療は崩壊してしまいます。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、看護師など夜勤・交代制労働者の大幅増員と夜勤をはじめとする労働環境改善のために法規制が必要です。

昨年6月、厚生労働省は、医政局長、労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、保健局長の5局長連名で「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」を発出しました。

通知では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交代制労働者の勤務環境改善は、喫緊の課題」としています。

そこで、5局長通知に関して、二点伺います。

第一に、通知に基づき、島根県でも、労働局、医師会、看護協会、病院協会、県などを構成員とする「看護師等医療従事者の勤務環境等に関する懇談会」が設置されました。実効ある懇談会とするためにも、現場で働く看護師の声をしっかり把握すべきです。県として懇談会に現場の声や実情が反映する対策を講じるべき

と考えます。所見を伺います。

第二に、厚労省5局長通知がどの程度現場で周知徹底されていると認識していますか。通知内容の実現に向けて、県としてのさらなるイニシアティブの発揮を求めますが、いかがですか。所見を伺います。

次に、新人看護職員の教育制度の充実に向けた課題についてです。

平成22年度の島根県の新卒者の1年以内の離職率は4.8%です。新人看護職員が1年以内に辞めていく背景には、看護現場の超過密労働とともに、学校で身につけた力と現場で求められる力とのギャップがあることにあります。

新人看護師が自信をもって働けるよう、看護学校での基礎教育の改善とあわせた新人看護職員の卒後研修制度の制度化をはかることが必要と考えますが、所見を伺います。

最後に、退職した看護師の再就労の支援についてです。

免許を持ちながら、看護現場で働いていない潜在看護職員は、全国で約55万人程度にのぼると言われています。看護師不足を解消するためにも、潜在看護職員の看護現場への復帰が求められています。

県においては、看護協会と連携した再就業促進策に取り組まれています。その内容としては、一つに、再就業の相談対応や就業先の斡旋など「ナースセンターでの無料職業紹介」、二つに、就業を希望する看護師が最近の医療・看護に関する知識を学ぶことにより、職場復帰を支援する「再就業支援講習会の開催」、三つに、看護部長経験者などを県内に配置し、相談窓口を設置する「就業相談員の配置」などであります。

看護師のすべてが看護協会に入会していません。また、退職にあたって、看護師が看護協会を退会するという現状もあります。

そこで、伺います。

看護協会との連携をさらに密にしながら、県としても看護師の退職時に復職希望者の登録システムを構築するなど、再就業希望者を支援する体制を強化すべきと考えますが、いかがですか。所見を伺います。

以上で、質問を終わります。